

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「多自然交流の郷あさひ」旭町清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

島根県浜田市

3. 地域再生計画の区域

浜田市の区域の一部（旧旭町のうち木田、戸川の集合処理区を除いた区域）

4. 地域再生計画の目標

浜田市旧旭町は、島根県の西部、西中国山地国定公園東部の天狗石山北麓に位置し、人口3,087人（平成17年4月1日現在）、面積128平方キロメートルを有し、江の川水系の八戸川、家古屋川、都川川などが流れている。

下流の江津市の水源となる八戸川とその支流は、以前県内でも有数の水質の良い川として、ほたるや、ヤマメやアユが生息し、町内外から渓流釣り、鮎釣り客を集めていた。しかし、開発や生活様式が変わるにしたがって未処理生活雑排水が流入することにより、水量・水質ともに落ち、ほたるやヤマメ等の生息数の減少がみられ昔のような清流には遠い現状であるが、本町は水源域として水質を保全するだけでなく、「多自然交流の郷あさひ」をキッチフレーズとし、豊かな緑と美しい自然を代表とした地域資源を活用したふるさとづくりとして、定住促進・産業振興に取り組んでいる。

また、過疎化や少子高齢化の進行により、経済活動や集落機能が低下しつつある集落の維持や活性化を推進するため、自立を目指す元気な集落を育成することを目的に各自治会において「元気な集落づくり事業」に取り組み、基幹産業である水稲を中心とした農業の生産活動への取り組みとして、集落営農化や農用地の集積を進めている。一方では旭温泉やスキー場などの観光だけでなく棚田やほたるの資源を活かしてのグリーンツーリズム等農村体験型交流を農業振興策と併せ都市住民との交流活動を展開し定住促進を図っている。

また、本市旭自治区の経済活動においては、旭拠点工業団地への企業誘致を展開し浜田自動車道を活かした「旭インターチェンジに直結」をトップセールスに地域産業の振興を図る。

これら定住促進や地域振興のためのインフラ整備の一つとして污水处理が急務であり、平成13年からは旧町の中心部で公共下水道事業「旭処理区」を、農業集落排水事業により平成16年から市木・都川地区で「あさひ東部地区」を、平成18年からは和田地区において「あさひ和田地区」に取り組み、集合処理区外においては浄化槽市町村整備推進事業を導入し一体的な污水处理対策をより促進し清流を再生した地域の振興を図る。

（目標1）污水处理施設の整備の促進

（污水处理人口普及率を26%から67%に向上：旧旭町における普及率）

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

汚水処理の方針として、集合処理と個別処理を処理区に分け一体的に整備する。

平成13年度より着手している旭処理区公共下水道事業については、幹線及び処理場については整備済であるが、沿線支線を整備し接続率の向上を図る。

農業集落排水事業については、平成16年度よりあさひ東部地区を着手し、平成20年の供用開始に向け処理場、管路整備を図る。また、平成18年度よりあさひ和田地区に着手し平成21年の供用開始に向け整備を図る。

上記3集合処理区及び平成20年度以降採択予定の木田、戸川集合処理区以外の地区については、浄化槽市町村整備推進事業により一体的に整備を図り汚水処理人口普及率を上げる。

[支援措置に係る必要な手続き(参考)]

・公共下水道

平成10年10月	下水道に関するアンケートを全町対象に実施 下水道の必要性 83.8%
平成12年 6月	下水道基本計画・構想を策定し町広報へ掲載
平成12年12月	旭都市計画下水道の決定について県知事同意
平成13年 6月	下水道法及び都市計画法に基づく知事認可通知

・農業集落排水施設

平成16年 3月	農政局長採択通知 (別紙添付)
平成18年 1月	農政局長採択通知 (別紙添付)

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・浜田市

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(市町村設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 旭処理区(旭町今市・丸原地区)
- ・農業集落排水施設 あさひ東部地区(旭町市木・都川地区)
あさひ和田地区(旭町和田地区)
- ・浄化槽 浜田市旧旭町全域の集合処理区域外

[事業期間]

公共下水道	平成17年度～18年度
農業集落排水施設	平成17年度～21年度
浄化槽(市町村設置型)	平成17年度～21年度

[整備量]

・公共下水道	150	6,030m
・農業集落排水施設		
あさひ東部地区	150～200	14,024m
	処理場	2カ所
あさひ和田地区	150～200	8,925m
	処理場	1カ所
・浄化槽	100基	

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 今市・丸原地区で779人、農業集落排水施設 市木・都川地区で730人、和田地区で610人、浄化槽 旭町全域で230人

[事業費]

公共下水道	事業費	441,400 千円	(うち交付金	220,700 千円)
	単独事業費	106,600 千円		
農業集落排水施設	事業費	2,050,000 千円	(うち交付金	1,025,000 千円)
	単独事業費	268,000 千円		
浄化槽(市町村設置型)	事業費	107,100 千円	(うち交付金	35,700 千円)
	単独事業費	36,900 千円		
合計	事業費	2,598,500 千円	(うち交付金	1,281,400 千円)
	単独事業費	411,500 千円		

5-3 その他の事業

定住促進への取り組みとして、自治会による「活性化プラン」に基づいた交付金を活用して地域づくりに取り組む。市木地区のほたる祭り、インターン事業などのイベントを通じ都市間交流を図る。また、農業就業者の高齢化、担い手不足への取り組みとして集落営農化、農用地集積化を町がバックアップし、農村のU・Iターンなどの定住促進を図る。

環境整備活動として町婦人会によるフリーマーケットなどのリサイクルの推進や全町あげての河川愛護団体による河川掃除、下水道推進員を中心とした水質浄化のための啓発活動を継続的に実施する。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の都道府県構想に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。